



今治市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

今治市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1～2
2. 目 標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3～6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6～7

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正給特法」という。）に基づき、教育職員の健康と福祉を確保するために必要な措置を講じることを目的としている。

本市の教育大綱では、「子どもが真ん中で輝くやさしいまち“今治”～豊かな心と生きる力を育む～」を基本理念に掲げ、「家庭」「学校」「地域社会」が一体となって豊かな教育を推進することを目指している。その実現のためには、教育職員一人一人が心身ともに健やかで、やりがいを持って教育活動に取り組める環境を整えることが重要である。

こうした環境づくりの一環として、DX分野において、授業支援システムを導入することで、教材準備のICT化や、児童生徒による話し合い活動の効率化を実現した。また、家庭学習や自主学習においてスタディサプリ等のドリルソフトを活用することで、これまでの採点や教材の準備に費やしていた時間を大幅に短縮することができた。これらの効率化によって生まれたゆとりの時間を、教育職員が子ども一人一人と心を通わせ、きめ細かな指導を行うための「本来の時間」として還元していくことを目指している。

教育職員が過度な負担を抱えることなく、子どもと向き合う時間や授業づくりに必要な時間を確保できることは、教育の質を高め、子どもたちの健やかな成長を支えるために欠かせない。また、業務の効率化や業務内容の見直し等を通じて、教育職員が専門性を十分に発揮できるようにすることは、教育活動への充実感や働きがいの向上にもつながる。

今治市教育委員会としては、教育職員が子ども一人一人と向き合う時間を確保し、より質の高い教育活動を推進するとともに、教育職員のワーク・ライフ・バランスと働きがいの更なる向上を図ることを目指し、本計画を策定する。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和元年12月に、「今治市立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」や「今治市立学校の業務改善方針」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- 愛媛県教育委員会が愛媛大学と連携して令和2年度から実施している、「小中学校における働き方改革における意識調査」の結果を分析し、教育職員の「働きがい」に関しての意識向上を視点とした業務改善の推進に努めている。
- こうした取組の結果、近年の本市における教育職員の時間外在校等時間や「働きがい」等に関する意識調査の状況は、以下のとおりであった。

【校種別 時間外在校等時間の状況】（令和6年度）

	月平均	年 360 h 以内	～45 h 未満	45～80 h 未満	80 h ～
小学校	月 35.6 h	30.5%	66.3%	31.0%	2.7%
中学校	月 35.2 h	34.8%	70.0%	28.0%	2.0%

【職種別 時間外在校等時間の状況】（令和6年度）

	月平均	年 360 h 以内	～45h 未満	45～80 h 未満	80 h ～
校長	29.2 h	57.5%	84.8%	14.4%	0.8%
教頭	51.0 h	7.7%	46.6%	44.9%	8.5%
教諭等	35.4 h	32.7%	67.7%	30.0%	2.3%

- 時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は、約 30%である。割合は高くないが、月 80 時間を超える教育職員も存在する。職種では、教頭の割合が高い。学校現場の状況から、依然として生徒指導や保護者対応、教材研究、部活動などの業務の負担感が大きく、適材適所の人員配置や役割分担、部活動地域展開の促進等を図ることによって、教育職員の時間的余裕の創出や子どもと向き合う時間の確保が急務となっている。

【働きがい等の状況】「小中学校における働き方改革における意識調査」

	ワークエンゲージメント	主観的幸福感	抑うつ傾向	学びの実践
R 7 県平均	30.4	6.5	5.0	4.6
R 7 市平均	29.8	6.3	5.5	4.7
R 6 市平均	29.9	6.3	5.0	4.4
R 5 市平均	30.2	6.2	5.4	4.3

愛媛大学教職大学院 露口教諭の研究及び調査より

- ・ワークエンゲージメント：「やりがい」（0→5 4 高い方がよい）
- ・主観的幸福感：「ワーク・ライフ・バランス」（0→10 高いほうがよい）
- ・抑うつ傾向：「メンタルヘルス」（2 4→0 低い方がよい）
- ・学びの実践：「専門性を育む」「講座等への参加」等（0→9 高い方がよい）

- 県全体の数値と比較して、本市の教育職員の「働きがい」は、県平均、もしくは若干ではあるが、低い結果となっている。
- こうしたことを踏まえ、改正給特法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目 標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 各学期における1月の平均時間外在校等時間が80時間を上回る教育職員の割合を0%とする。
- ② 各学期における1月の平均時間外在校等時間が45時間を上回る割合を、20%以下にする。
 - ・ 学期ごとに①及び②の目標達成状況を確認し、学校への指導や助言を随時行うことで、年度末の目標達成を目指す。その結果、教育職員一人当たりの1か月時間外在校等時間が平均30時間に近づくように努める。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(【 】内はR6年度の数値)

- ・ 夏季休暇5日の取得率を100%とする。【99%】
- ・ 年間の年次有給休暇の取得日数10日以上を100%とする。【87.3%】
(新規採用教育職員を除く。)
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%までに減少させる。【10.6%】
- ・ 「小中学校における働き方改革における意識調査」における働きがいに関する4項目において、県の平均値を上回る。【1/4項目】
- ・ 「今治市運動部(文化部)活動の在り方に関する方針」に基づき、休養日(平日1日、土・日の内1日)の設定と活動時間(平日2時間程度、休日3時間程度)を順守する。
- ・ 中学校部活動の地域展開を拡充し、令和10年度末を目標に、休日の運動・文化部活動を地域に完全展開する計画で進める。

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで(ただし、毎年度、目標数値の見直しを行う。)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点目標として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

● 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登下校の時間帯に、保護者や各小学校区のまもり隊、学校支援ボランティアなどに協力を依頼し、

登下校時の通学路の見守り活動を推進する。

● 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・ 放課後から夜間（学校管理下外）における見回りについては、警察や青少年センターが行っている補導活動や巡視活動に委ねることとし、学校における自主的な見回り活動は原則行わないこととする。また、今治市青少年問題協議会や児童・生徒をまもり育てる協議会、生徒指導主事会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

● 学校徴収金の徴収・管理

- ・ 令和9年度より、学校徴収金システムを導入し、学校での現金取扱い業務を無くす。（岡村小・関前中は除く）

● 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等において、学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 市長部局や県との連携を強化し、学校では対応できない過剰な苦情や不当な要求（カスタマーハラスメント）等に対しては、市の顧問弁護士や県のスクールロイヤー制度を活用して相談や対応に当たる。

● 学校を経由したチラシ等の周知方法の見直し

- ・ 「市立小中学校を経由したチラシ等の周知に関する運用方針」を策定し、学校外部の団体等から学校を経由して児童生徒及び保護者に対し配布されるチラシ等印刷物について、配布の承認に関する取扱いを明確化するとともに、本市ホームページ内の「小学校・中学校向けイベントチラシ等掲載ページ」に掲載する基準を定め、学校を経由した印刷物配布の内容及び方法を適正化する。（令和7・8年度を移行期間とし、令和9年度からは、原則、紙媒体でのチラシ等の配布は行わない。）

② 教員以外が積極的に参画すべき業務

● 部活動の地域展開

- ・ 令和6年度より「部活動地域展開実証事業」及び令和8年度より「部活動地域展開補助事業」を活用し、できる種目から休日の部活動を地域展開へと移行している。令和7・8年度で更に拡充し、令和10年度末までに休日の運動・文化部活動を完全に地域展開へと移行していく計画で進める。

③ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

● ICT機器、システムの充実

- ・ 授業支援システムや学習支援ソフト等を活用することにより、教材準備や採点等に費やす時間を短縮する。
- ・ 校務支援システムの機能や愛媛県が開発したCBTシステム（EILS）等を効果的に活用することにより、授業準備や採点業務、成績

処理等に係る事務負担を軽減する。

- ・ グループウェアを刷新し、教育職員間、各学校と教育委員会間での情報共有を強化するとともに、業務効率化を図る。

● 授業準備等への支援

- ・ 授業者が子どもと向き合う時間を確保するために、授業準備や事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（ＳＳＳ）を配置するとともに、学校支援ボランティアや、大学生による有償ボランティアを登録し、授業補助や学校生活補助として学校に派遣する。
- ・ ＩＣＴを活用した授業力を向上させるため、ＩＣＴ支援員を配置する。

● 支援が必要な児童生徒、家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、ハートなんでも相談員等の専門的な知見を活用しつつ情報交換を密にした相談支援体制の更なる構築を図る。
- ・ 授業において、配慮が必要な児童生徒に対して、学習の支援を行う学習アシスタントを配置する。
- ・ 特別支援学級の児童生徒を対象に、学校生活全般への支援として学校生活支援員を配置する。
- ・ 令和４年度より本市独自の不登校対策事業「愛と心をつなぐ不登校対策事業」を開始し、令和５年度より愛媛県で初めて全小中学校（岡村小・関前中は除く）に校内サポートルームを開設した。不登校対策支援員を配置して不登校傾向にある児童生徒の安全・安心な居場所づくりの支援体制を構築している。また、年４回、不登校対策支援員研修会を実施し、講師を招いての不登校支援の研修や支援員同士のサポートルームのより良い運営の在り方等についての情報共有を行っている。サポートルームの利用状況については、以下のとおりである。

	サポートルーム利用者数		
	小学校	中学校	合計
令和５年度	61	62	123
令和６年度	71	107	178
令和７年度	79	121	200

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 「チーム担任制」を導入し、一つの学級や学年を複数の教育職員が協働して受け持つ体制づくりに取り組む。従来のように一人の学級担任が全ての学級運営・指導・保護者対応等を担うのではなく、複数の教育職員がチームとして児童生徒を支え、「一人で抱え込まない学校づくり」を目指すとともに、教育職員間の連携を深め、教育の質向上及び働き方改革の推進を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週の授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回っている場合は、指導体制の見直しを行い、教育職員のゆとりの時間を創出する。
- ・ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃活動・頻度の見直し、放課後に行っている活動を勤務時間内での設定にするなど、日課表の点検・工夫を行う。
- ・ 休日及び勤務時間外の対応として、学校設置の電話機に通話録音装置、及び自動音声システム（休日・時間外における業務終了アナウンス自動応答装置）を導入し、業務改善の推進を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1月の時間外在校等時間が100時間を超える教育職員又は連続する2月から6月のそれぞれの期間における各月の時間外在校等時間の1月当たりの平均時間が80時間を超える教育職員は、産業医による面接指導を実施する。
- ・ 各学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の分析結果等を活用して職場改善を推進する。また、必要に応じて個人に対して産業医による面接を行う。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 各学校に対して、教育職員がリフレッシュすることを目的に、長期休業期間中(夏季休業期間及び冬季休業期間)に週休日及び祝日を含めた連続7日以上为学校閉庁日を設ける。
- ・ 教育職員が健康で安心して働く環境づくりを推進するための相談窓口が活用できるよう、積極的に周知を図る。(教育職員健康相談室・メンタルヘルスさくらさん[A I 診断]、産業医面接相談等)

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 教育委員会は、この計画における取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況、及び愛媛県教育委員会が実施する意識調査から教育職員のやりがい等を把握し、毎年度、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 各小中学校の校長は、学校運営協議会において、学校運営に関する基本的な方針の中に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含め、承認を得る。また、年度末に取組状況を報告する。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入してい

るストレスチェックの結果から把握する。

- (4) 教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを実施し、指導や助言を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を行う。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、校長会や教頭会等、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者や地域の理解を促進するため、各学校で学校運営協議会等を中心に「業務の3分類」である「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、協力が得られるよう依頼する。また、教育委員会も地域や保護者団体など、あらゆる機会を捉えて周知するとともに、学校への協力を依頼していく。
- (7) 学校生活での児童生徒等の支援及び教育職員の負担軽減に関わる学校生活支援員や学習アシスタント、不登校対策支援員、スクールサポートスタッフ（SSS）など、人材の確保については、県や市関係部局と連携しながら、引き続き取り組んでいく。